

# 医療的ケア児に対する支援について

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課

- 1. 特別支援学校の準ずる教育課程の現状と課題**
- 2. 普通校との連携を含むインクルーシブ教育実現の方向性について**
- 3. 小・中学校等における医療的ケア児の受入れ・支援体制の在り方に関する調査研究について**

# 特別支援教育を受ける児童生徒数の概況

○ 障害のある子供に対し、多様な学びの場において、少人数の学級編制、特別の教育課程等による適切な指導及び支援を実施。

	特別支援学校	小・中学校等	
		特別支援学級	通級による指導
概要	障害の程度が比較的重い子供を対象として、専門性の高い教育を実施	障害の種別ごとの学級を編制し、子供一人一人に応じた教育を実施	大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施
対象障害種と人数	視覚障害 (約4,800人) 聴覚障害 (約7,700人) 知的障害 (約135,000人) 肢体不自由 (約30,500人) 病弱・身体虚弱 (約18,900人)  ※重複障害の場合はダブルカウントしている  <b>合計：約146,300人 (※令和3年度)</b> <b>(平成23年度の約1.2倍)</b>	知的障害 (約146,900人) 肢体不自由 (約4,700人) 病弱・身体虚弱 (約4,600人) 弱視 (約600人) 難聴 (約1,900人) 言語障害 (約1,400人) 自閉症・情緒障害 (約166,300人)  <b>合計：約326,500人 (※令和3年度)</b> <b>(平成23年度の約2.1倍)</b>	言語障害 (約39,700人) 自閉症 (約25,600人) 情緒障害 (約19,200人) 弱視 (約200人) 難聴 (約2,200人) 学習障害 (約22,400人) 注意欠陥多動性障害 (約24,700人) 肢体不自由 (約120人) 病弱・身体虚弱 (約50人)  <b>合計：約134,200人 (※令和元年度)</b> <b>(平成21年度の約2.5倍)</b>
幼児児童生徒数	幼稚部：約 1,300人 小学部：約47,800人 中学部：約31,800人 高等部：約65,400人 } <b>義務教育段階の全児童生徒の0.8% (※令和3年度)</b>	小学校：約232,100人 中学校：約 91,900人 } <b>義務教育段階の全児童生徒の3.4% (※令和3年度)</b>	小学校：約116,600人 中学校：約 16,800人 高等学校：約 800人 (※令和元年度) <b>義務教育段階の全児童生徒の1.4%</b>
学級編制定数措置(公立)	【小・中】1学級6人 【高】1学級8人 ※重複障害の場合、1学級3人	1学級8人	【小・中】13人に1人の教員を措置 <b>※平成29年度から段階的に基礎定数化</b> 【高】加配措置
教育課程	各教科等に加え、「 <b>自立活動</b> 」の指導を実施。障害の状態等に応じた弾力的な教育課程が編成可。 ※知的障害者を教育する特別支援学校では、知的障害の特性等を踏まえた教科を別に設けている。	基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って編成するが、実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考とした特別の教育課程が編成可。	通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成。 【小・中】週1～8コマ以内 【高】年間7単位以内
それぞれの児童生徒について <b>個別の教育支援計画</b> （家庭、地域、医療、福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行うための計画）と <b>個別の指導計画</b> （一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法等をまとめた計画）を作成。			

※通常の学級における発達障害（LD・ADHD・高機能自閉症等）の可能性のある児童生徒：6.5%程度の在籍率（平成24年文部科学省の調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない点に留意。）

# 特別支援学校（肢体不自由）における学級別在籍者数の推移

【国・公・私立計】

- ・全在籍者数に対する単一障害学級在籍者数の割合は、9.9%
- ・全在籍者数に対する重複障害学級在籍者数の割合は、90.1%

単一障害学級	学部	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
	幼	45	50	48	53	45	37	44	32	41	31	29
小	1,294	1,241	1,309	1,294	1,276	1,222	1,178	1,190	1,169	1,157	1,125	
中	972	944	948	983	922	923	886	853	821	823	742	
高	1,555	1,516	1,552	1,478	1,490	1,448	1,456	1,390	1,308	1,239	1,125	
小計	3,866	3,751	3,857	3,808	3,733	3,630	3,564	3,465	3,339	3,250	3,021	
重複障害学級	学部	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H30	H30	R1	R2
	幼	124	127	102	90	96	95	79	70	80	68	71
	小	12,310	12,398	12,286	12,339	12,286	12,319	12,384	12,388	12,297	12,202	12,067
	中	7,138	7,132	7,295	7,328	7,369	7,393	7,406	7,528	7,468	7,073	6,960
	高	8,092	8,204	8,467	8,485	8,330	8,652	8,456	8,362	8,492	8,501	8,472
	小計	27,664	27,861	28,150	28,242	28,081	28,459	28,325	28,348	28,337	27,844	27,570
単一重複合計	31,530	31,612	32,007	32,050	31,814	32,089	31,889	31,813	31,676	31,094	30,591	

# 訪問教育対象（※全障害種）児童生徒数の推移 （特別支援学校小・中学部、高等部）【国・公・私立計】

・訪問教育対象者数は、H22からの比較で432人の減少。

年度	小学部	中学部	小中学部 合計	高等部	小中高等部 合計
<b>R2</b>	<b>1,187</b>	<b>719</b>	<b>1,906</b>	<b>784</b>	<b>2,690</b>
R1	1,247	754	2,001	822	2,823
30	1,242	769	2,011	869	2,880
29	1,240	782	2,022	806	2,828
28	1,294	742	2,036	841	2,877
27	1,344	784	2,128	857	2,985
26	1,389	798	2,187	929	3,116
25	1,443	832	2,275	940	3,215
24	1,444	784	2,228	949	3,177
23	1,428	826	2,254	931	3,185
22	1,394	834	2,228	894	3,122

# 肢体不自由特別支援学級数、在籍児童生徒数

【国・公・私立計】

・在籍児童生徒数は年々増加傾向。

年度	小学校		中学校		義務教育学校		合計	
	学級数	児童数 (人)	学級数	生徒数 (人)	学級数	生徒数 (人)	学級数	児童生徒数 (人)
R2	2,339	3,505	836	1,150	17	30	3,192	4,685
R1	2,341	3,552 (957)	794	1,119 (265)	15	26	3,150	4,697 (1,222)
30	2,310	3,591 (218)	797	1,110 (135)	10	17	3,117	4,718 (353)
29	2,244	3,418 (868)	790	1,090 (258)			3,034	4,508 (1,126)
28	2,130	3,302 (783)	788	1,116 (249)			2,918	4,418 (1,032)
27	2,061	3,286 (860)	785	1,086 (266)			2,846	4,372 (1,126)
26	2,016	3,205 (866)	780	1,159 (251)			2,796	4,364 (1,117)
25	1,969	3,193 (816)	737	1,106 (233)			2,706	4,299 (1,049)
24	1,927	3,226 (777)	738	1,148 (230)			2,665	4,374 (1,007)

※カッコ内の数値は、学校教育法施行令第22条の3に該当する者の数。H30は、小1、中1学年の数。

R2は調査なし。

# 令和2年度文部科学省委託

## 「遠隔教育システムの効果的な活用に関する実証」

### 遠隔教育システム活用ガイドブック第3版



遠隔教育システム活用ガイドブック  
第3版

#### 遠隔教育の実践例

学年

中学2年

教科・単元

社会(地理的分野) / 日本の諸地域

学校①

学校 筑波大学附属  
桐が丘特別支援学校中学部

学級人数 5人

学校②

学校 愛知県立ひいらぎ  
特別支援学校中学部

学級人数 2人

学校③

学校 青森県立青森  
第一養護学校中学部

学級人数 1人

#### 授業のねらい

東京について積極的に資料を調べてきたことを他校の地域と比較し、都市の多様性に関心を持ち、都市やその近隣県で暮らす人々の生活について興味を持つ。

東京を中心に地形や気候、交通の発達などの特色を他の地域と比較したり関連付けたりして考察し、それを表現する。

「住みやすい」「住みにくい」どちらかの観点に基づき、地形や気候・交通の発達との関連付け、その上で両方の観点で東京を捉え、特色として理解する。

#### 遠隔地をつないで行うねらい

自分たちの日常になっている東京での生活の当たり前が、他の地域とはどのように異なるのか比較することで地域の特色を捉えることができる。

「住みやすい」「住みにくい」と主張する根拠にはどのような要因があるのか、生徒自身で資料を読み解き、根拠をもった主張を相手に伝えることで対話を深めることができる。

## 概要

- 肢体不自由特別支援学校においては、準ずる教育課程で学ぶ児童生徒が1学級に1名しかいない場合もあり、協働的な学びの機会の確保が課題。
- 上記課題も踏まえ、いくつかの肢体不自由特別支援学校では、ICTを活用した遠隔合同学習を実施してきた。

## 遠隔合同授業の実践例



<実践校による評価（一部抜粋）>

- ・ 伝えたい相手がいることで、より比較して物事を考えたり、調べたりという生徒の姿を見ることができた。

（出典）遠隔教育システム活用ガイドブック（第3版）

[https://www.mext.go.jp/content/20210601-mxt\\_jogai01-000010043\\_002.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210601-mxt_jogai01-000010043_002.pdf)

## 遠隔合同授業促進のための取組：マッチングサイトの構築

○ 学校HP上に「遠隔合同授業マッチングサイト」を構築し、遠隔合同授業を行ってみたい学校同士を効率的につなげる仕組みを構築。希望する授業内容と連絡先を登録しあうことによって、遠隔合同授業の相手先を見つけることを支援。

HOME 活動状況 マッチング検索 検索一覧 サイト概要

タイトル

目的（複数選択可）  対話的な授業を行いたい  理解を深める授業を行いたい  学習の目的作りとして利用したい  交流の幅を広げたい  話し相手になる同世代が欲しい  その他

教育課程の類型（複数選択可）  準ずる  下学年  知的代替  自立活動

学校名

学年

◀◀ 授業登録フォーム

実施予定の遠隔合同授業の概要を登録。

（学年、教科、単元、授業目的や実施時期等）

条件を絞り込んで検索したい場合は、以下から指定してください。

目的  対話的な授業を行いたい  理解を深める授業を行いたい  学習の目的作りとして利用したい  交流の幅を広げたい  話し相手になる同世代が欲しい

教育課程の類型  準ずる  下学年  知的代替  自立活動

学校名

学年

教科等

国語（教科名）

数学（教科名）

◀◀ 授業検索フォーム

条件を入力して授業を検索することが可能。

# 東京都における取組（副次的な籍）

名称	副籍
定義	◆ <u>都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流（小・中学校の学習活動や学校行事、地域行事等における交流）や、間接的な交流（学校・学級便りの交換、作品・手紙の交換等）を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度。</u>
目的	◆ <u>障害のある人と障害のない人が交流を通じて相互理解を図り、互いに支え合いながら共に暮らす地域社会を実現すること（東京都教育委員会では、「共生地域の実現」として位置付けている）。</u> 副籍制度を通じて、将来の共生地域の担い手となる人材を育てること。
対象	◆ 平成27年度入学生より、原則として <u>都立特別支援学校小・中学部に在籍する全ての児童・生徒を対象とする。</u>
教育課程上の位置づけ	◆ 「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づく。
付添い	◆ 直接的な交流を行う際の付き添いは、原則として保護者が行う（保護者の責任下で、ボランティア等が付き添いを行うことも可能）。
実施率	◆ 平成27年度 約43%（小・中学部）

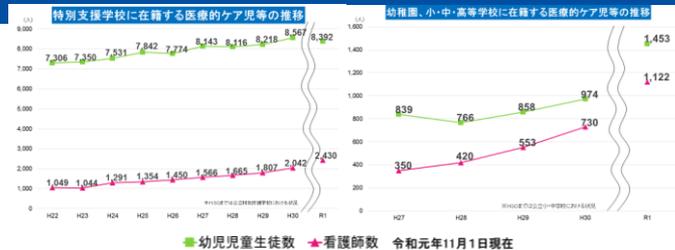
# 新たなニーズに対応した体制整備推進事業 (学校における医療的ケア実施体制充実事業)

令和4年度予算額 (案) 0.4億円  
(前年度予算額 0.4億円)



## 背景・課題

- 近年、**医療的ケア児**※は年々増加傾向。こうした傾向は特別支援学校のみならず、地域の小中学校等でも見られる。(※学校に在籍する日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが必要不可欠である児童生徒等)
- 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」において、**国及び地方公共団体等は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充等を図ることが求められている**。(令和3年9月18日施行)

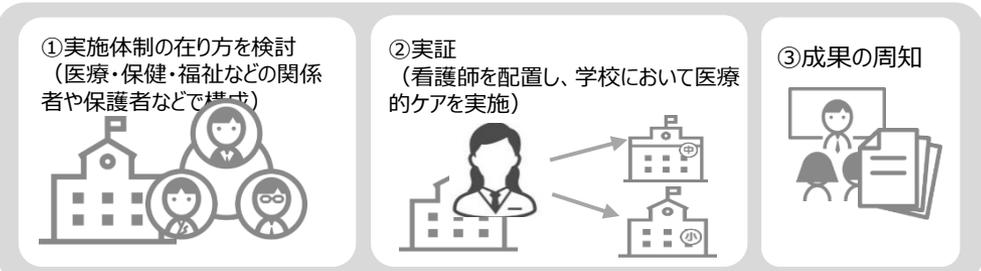


→ **I 医療的ケア児の受入れ・支援体制の整備** 及び **II 医療的ケア看護職員等の専門性の向上** に向けた取組を実施する必要がある。

## 事業内容

### I 小・中学校等における医療的ケア児の受入れ・支援体制の在り方に関する調査研究

- 中学校区に医療的ケアの実施拠点校を設けるなどして、地域の小・中学校等で医療的ケア児を受入れ、支える体制の在り方に関する調査研究を実施し、全国へ普及を図る。
- 件数・単価： 8箇所 ( 4箇所×約400万円 4箇所×約80万円 ) (予定)



### II 医療的ケア看護職員等に対する効果的な研修方法の開発

- 教育委員会が実施する看護師等を対象とした研修の在り方について、自治体における実証を踏まえ検証し、開発した効果的な研修方法について、好事例の横展開を図り、全国の教育委員会の研修を推進。
- 件数・単価： 1箇所×約1,500万円 (予定)

【Plan】	【Do】	【Check】	【Action】
医療関係者等と連携した研修方法の検討	自治体における実証	受講者アンケート等による効果検証	成果を周知し、全国の教育委員会の取組を推進

【参考】学校における医療的ケアの今後の対応について (平成31年3月 初等中等教育局長通知)  
教育委員会においては、学校に配置する看護師等の専門性の向上を図るために、医療部局や福祉部局等と連携の上、最新の医療や看護技術、医療機器等に関する知識や技能を得るための実践的・臨床的な研修を受ける機会を確保すること。

【参考】令和の日本型学校教育の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～ (答申) (令和3年1月)

(4) 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実：医療的ケアが必要な子供への対応については、安心して学校で学ぶことができるよう、また、その保護者にも安全・安心への理解が得られるよう、学校長の管理下において、担任、養護教諭、関係する医師、看護師などがチームを編成し、一丸となって学校における医療的ケアの実施体制を構築していくことが重要である。(略)保健、医療、福祉部局とも連携した医療的ケアを担う看護師の人材確保や配置等による環境整備を進める必要がある。

### アウトプット (活動目標)

地域の小・中学校等での医療的ケア児の受入れ、支援体制の実践事例の創出、医療的看護職員等を対象とした効果的な研修方法等の開発

### アウトカム (成果目標)

学校における医療的ケアの対応に関するガイドライン等が策定され、医療的ケア児の受入れ体制の整備が進展  
(指標) 学校における医療的ケアの対応に関するガイドライン等の策定割合  
(令和3年度：-% (今年度調査予定))

### インパクト (国民・社会への影響)

障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮できる共生社会の実現

# 小・中学校等における医療的ケア児の受入れ・支援体制の在り方に関する調査研究

## R4年度実施予定自治体等について



- 特別支援学校のみならず、小・中学校等においても医療的ケア児が増加傾向にあることから、令和3年度より小・中学校等における医療的ケアの実施体制の構築に向け、医療的ケア児を受入れ、支える体制の在り方に関する調査研究を実施。
- 令和4年度は以下の自治体で実施予定。

	事業実施予定自治体	開始年度	調査研究（看護師の配置方法等）の概要 ※各自治体においては、以下の看護師の配置等を含め、ガイドラインの策定や研修の実施などにより体制整備の在り方を検討。
1	埼玉県吉川市	R3年度	安定的な看護師の確保を検討し、拠点校に看護師を配置
2	神奈川県二宮町	R3年度	拠点校に看護師を配置し、関係者の役割分担を整理
3	兵庫県宝塚市	R3年度	教育委員会に看護師を配置し小中学校を巡回
4	愛媛県松山市	R3年度	教育委員会・拠点校に看護師を配置し小学校を巡回
5	北海道鹿追町	R4年度	看護師免許を有する医療的ケア児等コーディネーターを配置
6	東京都足立区	R4年度	認定特定行為業務従事者による医療的ケアの実施
7	新潟県新潟市	R4年度	教育委員会に巡回学校看護師を配置
8	三重県桑名市	R4年度	拠点校に巡回指導看護師を配置
9	福岡県北九州市	R4年度	特別支援学校配置の看護師が小中学校を巡回
10	福岡県久留米市	R4年度	大学との連携による看護師の相談体制の充実

# 学校における医療的ケアの実施体制の充実に向けた取組

医学の進歩を背景として、**特別支援学校のみならず、地域の小・中学校においても医療的ケア児が増加傾向**にあり、「**医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律**」の**成立・施行**も踏まえ、文部科学省では、**学校における医療的ケアの実施体制の充実を図る際の参考となる資料を掲載**しています。

## 基本的な考え方

### 学校における医療的ケアの今後の対応について（H31.3.20 初等中等教育局長通知）

- 「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議最終まとめ（平成31年2月28日）」を受け、全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際に留意すべき点等について整理。



### 小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～（R3.6）

- 小学校等における医療的ケアに関する基本的な考え方を改めて整理。医療的ケアの内容の把握及び、小学校等や教育委員会等における具体的な医療的ケアに関する体制の整備等の参考となる資料。



### 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（R3.6.18公布、R3.9.18施行）

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加しており、医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっていることから、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的としたもの。



## 医療的ケア看護職員等への研修

### 学校における医療的ケア実施対応マニュアル（看護師用）

- 看護師等が初めて学校で勤務するに当たって参考となる資料。



### 学校における教職員によるたんの吸引等（特定の者対象）研修テキスト（例）

- 学校において教職員が喀痰吸引等を行う際に必要となる基本研修を行う際に参考となる資料。



### 学校の看護師としてはじめて働く人向けの研修プログラム

- 学校において初めて従事する初任者の看護師向けの研修を行う際に参考となる資料。



### 地域で医療的ケア児を支援する学校の看護師と訪問看護師の看看連携モデルパンフレット

- 学校の看護師と訪問看護師が連携を図るため、学校生活と訪問看護との関わりの一例等を示した資料。



### 教育委員会等による研修会の企画研修に関する調査研究

- 教育委員会において研修を立案する際の課題等を整理。

## 医療的ケア児の受入れ体制に関する調査研究

### 学校における医療的ケア実施体制構築事業

- H29～R2：酸素吸入や人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医療的ケアにも対応する受入れ体制の在り方について

### 学校における医療的ケア実施体制構築事業

- R3～：地域の小・中学校等で医療的ケア児を受入れ、支える体制の在り方について

